

第 2 3 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 20 年 9 月 25 日（木）18:30～
場所 道庁赤レンガ庁舎 2 階 1 号会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 道民提案の検討・整理状況について
- (2) 道民提案の状況（第 3 回答申後）について
- (3) 道民提案（追加分）の第 1 次整理について
- (4) 今後の審議について
- (5) 次回（第 24 回）委員会について
- (6) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 地域意見交換会の開催結果
- 資料 2 道州制特区提案の状況
- 資料 3 パブリックコメント及び市町村意見聴取の状況
- 資料 4 道民提案の検討・整理状況
- 資料 5 道民提案の状況（第 3 回答申後）
- 資料 6 道民提案（追加分）の実現手法等に関する整理一覧表

第23回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委員】

氏名	職業
会長 井上久志	北海道大学大学院経済学研究科長
副会長 五十嵐智嘉子	(社)北海道総合調査研究会常務理事
委員 福士明	札幌大学法学部教授
委員 山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター

【事務局】

氏名	役職
川城邦彦	北海道企画振興部地域主権局 局長
出光英哉	同 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

道州制特区提案検討委員会地域意見交換会の開催結果について

1 目的

道州制特区提案について、さらなる制度の活用と道民への一層の啓発のため、委員が地域に出向き道民と意見交換することとする。

2 主催

北海道

3 日時

平成20年9月1日(月) 13:30~15:30

4 場所

釧路市交流プラザ さいわい 小ホール

5 出席者等

(1) 委員

- ・井上 久志 (道州制特区提案検討委員会会長)
- ・宮田 昌利 (同委員)

(2) 意見聴取者

- ・三膳 時子 (NPO 法人霧多布湿原トラスト理事長)
- ・近藤 信治 (株式会社 釧路丸水代表取締役)
- ・乗山 徹 (くしろ複合観光・ゲーミング誘致研究会事務局長)

(3) 事務局

- ・川城 邦彦 (企画振興部地域主権局長)
- ・出光 英哉 (企画振興部地域主権局次長)

6 主な意見

【道州制特区提案へのヒント】

- ・北海道はエネルギーの宝庫。バイオマス、太陽光、石炭など資源はたくさんあるのに方針がわからなくてとまどっている状態。特区を使って利点を伸ばすことが必要
- ・道民からの提案だけだと小粒になってしまう懸念
- ・エコツアーなどにおいて、公共交通機関が少ないので、宿の車で空港などの送迎をしようとしても道路運送法の規定に引っかかる。
- ・修学旅行生を受け入れ事業で民泊するとき台所と居間の区別が必要であるなど規定が細かい。
- ・カジノを北海道に作るとしたら、景色のいい場所が望ましく、その場合、国立公園内がいい。世界の富裕層を狙うものにしたい。
- ・湿原トラスト運動をしているが、購入した土地に税金がかかっている。地域に貢献している活動は免税に出来ないものか？
- ・霧多布湿原の展望台の木が伸びて湿原全体が見渡せなくなってしまった。ちょっとだけ切りたいのだが、法令の規定により手がつけれないそうだ。

【道州制特区がもっと根付くための方策】

- ・普通に暮らしている人にとっては何が問題になっているのかわからないところがほとんどで、何かをして初めて「壁」にぶつかることが多い
- ・海外、国内の先進事例を特区で取り入れることはどうか

道州制特区提案の状況

第1回提案 (H19.12.19提案、H20.3.21閣議決定)

権限 移譲	税 財源	関与 廃止	条例 範囲 拡大	その他 法令の 制定 改 廃
----------	---------	----------	----------------	----------------------------

国への 提案時期等

地域 医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度中の法令改正により届出廃止				H19/10/3 第1回答申 H19/12/12 道議会議決 H19/12/19 国へ正式提案 H20/2/14 [国] 参与会議 H20/3/21 [国] 推進本部 H20/3/21 [国] 基本方針変更の閣議決定
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済				
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討				
食の 安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	20年度中の政令改正により全国で実現				
	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度中の法令改正により21年度移譲財源移譲についてはH21概算要求までに検討				

第2回提案 (H20.3.31提案)

環境	国土利用の規制権限等の移譲	○	○				H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	○			○		
	森林関係審議会の統合	○			○		
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	○			○		
観光	特定免税店制度の創設		○			○	
	国際観光振興業務特別地区の設定		○			○	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	○	○	○	○		
	外国人人材受入れの促進					○	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	○		○			
地方自治 地域再生	町内会事業法人制度の創設				○	○	
	法定受託事務の自治事務化			○			

第3回提案予定

地方自治 地域再生	国、道、市町村の役割分担の整理						H20/7/18 第3回答申 H20/9 道議会提案	
	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止					○		
	道道管理権限の町村への移譲	○						
	支え合いによる地域社会づくり							
	福祉運送サービスに係る規制緩和					○		
道州制に向けた強い自治体づくり	コミュニティハウスの制度創設					○		
	指定都市等の要件設定権限の移譲	○			○			

北海道からの道州制特区緊急提案に係る対応について【総括表】

(○は道州制特別区域基本方針の改正を行うもの)

内閣官房副長官補室

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	文部科学省 厚生労働省	政令改正で措置 (札幌医科大学医学部の定員増に係る学則変更の文部科学大臣への届出を不要とする)
②	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	厚生労働省	政令改正で全国的に措置済
3	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	総務省	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討
④	JAS法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	農林水産省	政令改正で全国的に都道府県域業者への措置命令権限を移譲(※1)
⑤	水道法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	厚生労働省	法令改正で措置(※2)

※1 全国展開であるので道州制特区による財源移譲の対象外。

※2 財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討。

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(骨子)についての意見募集結果

平成20年9月 日

道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(骨子)について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、1件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりであり、皆様のご意見を参考としながら案を取りまとめ、第3回定例道議会にお諮りし、ご審議を経て議決をいただいた上で、国への新たな提案を行います。

意見の概要	意見に対する道の考え方
提案項目「福祉運送サービスに係る規制緩和」関連	
<p>○ 要介護者や身体障害者に広く意見を求め、できる限りのサービスを現状の法律の枠より広げることに対しては「実情」にあわせるのが最善であり、実行し検証することは大事である。但し、タクシー業界も同じ人として安全を運ぶという使命や、それに対する国土交通省からの指導監査は、非常に当たり前のことだが厳しいものがある。現在福祉運送サービスでの重大事故はあまり報道や告知はないが、補償という切り口や運送距離が伸びることへのドライバーや車両の点検など、人への安全について法整備も含め議論すべきと考える。</p>	<p>○ 今回の提案の趣旨は、ご理解いただいているとおり、福祉運送サービスについて地域の実情にあわせた運用ができないかという道民のアイデアに基づくものです。</p> <p>本提案が求める着地・発地とも運送区域外となる運行は、あくまで希な事例であり、この提案が認められることで、直ちに運送距離が伸びて、運転者や車両に影響を及ぼすものとは考えておりません。</p> <p>しかしながら、人への安全という点については重要な事柄でありますので、本提案の実現に向けて今後行われる道議会での議論や国との協議などを通じて、必要な検討や議論をして参りたいと考えております。</p>

道州制特別区域基本方針の変更についての提案に対する市町村からの意見と道の考え方

【維持管理費に係る国直轄負担金制度の廃止】

支庁名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
後志	神恵内村	国直轄道路維持管理費は、本来管理主体である国が全額負担すべきであり、国と地方の役割分担を明確化すべきであることは、十分理解できますが、国としても限られた予算から必要な事業を進めることとなるため、高速幹線道路網を含め現状で整備不足である北海道開発の進ちょく遅延や道路維持事業の停滞を懸念するものです。	道路や河川の整備等、北海道開発の推進については、引き続き国に働きかけて参る考えです。
空知	南幌町	施設の維持管理費については、国の全額負担だが、維持管理に伴う権限・財源の全てを北海道（広域自治体）に移譲することを提案すべきと考える。	将来的な道州制の導入に当たっては、国、道州、基礎自治体の役割分担の見直しが必要とされ、それぞれの役割に応じた権限と財源が配分されるよう国に働きかけるなどして参りたいと考えます。

【道道管理権限の町村への移譲】

支庁名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
渡島	北斗市	従前のおり、道の責任において管理すべきだ。	現行の道路法においては、道道の管理権限を市には移譲できるとする規定はありませんが、町村についてはそのような規定は設けられていません。このため、移譲を希望する町村から、市と同様に移譲できるようにする規定を整備するよう提案があったものであり、今回の提案は、道内の町村に対して道道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。
渡島	長万部町	住民の間で管理者が違うことにより問題となっているのは、道路の維持管理（一部補修や草刈り等軽微なもの）と冬期間の除排雪等などが主である。よって、業務の委託とこれら維持管理の軽微なものと冬期間の除排雪等に限り、一部の管理権限を移譲する形が望ましいと考える。 その理由としては、本町の場合、大きな構造物として跨線橋を持つ道道長万部公園線や崖崩れなどが多い道道大峯双葉線があるが、交通安全上の問題や災害時の対応などの場合などを想定すると、本町の厳しい	今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。 道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
渡島	長万部町 (続き)	<p>財政状況を考慮したうえで、全面的な管理権限移譲は荷が重すぎると思われるからである。</p> <p>住民のニーズに応えるという意味では、以上のような方法が現時点では最適策と考える。</p> <p>以上のとおり、財政基盤の弱い自治体が、全てを管理することは予算規模からしても困難が予想されるため、住民ニーズに応える部分のみ移譲する方法を望むものである。</p>	
檜山	せたな町	<p>道道と町道を町村が一体的に管理することにより、冬期間の除・排雪が迅速かつ的確に行えると思うが、管理権限の移譲については、それに見合う財政的な措置が必要と考える。</p>	<p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p>
後志	寿都町	<p>道道管理権限の町村への移譲について、現在、道道状況は2次改修が必要な箇所が見受けられ、これらの改修が完了後に移譲すべきであり、また、本町においては財政難な事から、人員確保が難しく、答申にある除排雪には相当な事業費が想定され、これらの管理に必要な人員及び費用が確保できるかが課題である。</p>	<p>今回の提案は、道内の町村に対して道の管理権限を一律、全面的に移譲しようとするものではなく、あくまでも道の管理を希望する町村への権限移譲を可能とする規定を整備しようという趣旨です。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>
後志	黒松内町	<p>厳しい財政運営を余儀なくされ、人員削減など経費節減に取り組む中で、小規模自治体では、広域連合など創意工夫して権限移譲の受け皿を整備しながらも、そこで権限移譲を受けることのできない事務事業もあり、広域的に一元管理することが効率的でない道の管理などは正にそれに当たります。</p> <p>道道管理権限の町村への移譲に当たっては、強制的、画一的に行うのではなく、町村が望んだ場合、その移譲範囲も全面だけに限らず、一部移譲なども含め、町村の判断が十分に反映される仕組みづくりが必要です。</p>	<p>今回の提案は、道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、移譲延長等についても道と町村が十分に協議をして決定することとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、人件費も含め、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p> <p>また、人材の確保が困難な場合は、道と町村が協議して、道からの人的支援についても対応を検討します。</p>

【道道管理権限の町村への移譲（続き）】

支庁名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
空知	南幌町	<p>管理権限は、単に除雪だけに限らず、補修や防災時の通行等生活の多面にわたることから、住民に身近な生活道路に関しては、管理権限・財源を含めて全て市町村（基礎自治体）に権限委譲することを求めるべきと考える。</p>	<p>今回の提案は、現行道路法ではできない町村への管理権限の移譲を可能にしようという趣旨であり、権限移譲についてはあくまでも希望する町村に限りたいと考えています。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p>
空知	長沼町	<p>権限の移譲に伴う、事務相応の権限移譲事務交付金がある旨を、明記して頂きたい。</p>	<p>道道管理の財源は、権限移譲交付金ではなく、地方交付税制度により、移譲される業務について、現在道に措置されている財源が、移譲を受けた町村に振り替えて措置されることとなります。</p>
空知	秩父別町	<p>町村が主体となって道道と町村道を一体的に管理することで、冬期間の除・排雪にあっては、より地域の実情に応じた対応が可能になると思われる。</p> <p>道路の草刈についても一体的に管理することで、作業の効率化が図られるものと考えられることから、管理に必要な財源と併せて市町村への移譲を早期に実現されたい。</p> <p>これと共に、道が管理する河川における堤内敷地の草刈や河道内の伐木等においては、地域からの要望を、市町村を通じて道の関係機関に伝え或いは提案している。</p> <p>しかし、こうした堤内敷地の草刈や伐木等の業務については、市町村が地域の実情に即した管理を行う方が効率的ではないかと思われる。</p> <p>このため、流域全体の河川管理については技術力を持っている道が管理をし、草刈や伐木といった管理業務の一部を市町村が担うことで、適切な河川管理が図れるものとする。</p>	<p>河川法第16条の3により、草刈りや伐木などの河川の維持については、河川管理者と協議の上、市町村が行うことができるとされているところですが、貴町のご提案の趣旨を実現する際の具体的な隘路がありましたら、ご提案頂けると幸いです。</p>
空知	月形町	<p>道々の管理面で一番問題になるのは、冬の除雪作業であり、豪雪地帯の本町にとっては、財源措置が十分に行われないと提案にある「迅速かつ的確な対応」が仇になる可能性もあると考えます。</p> <p>市街地においては除雪ではなく、排雪が必要となるため一度実施すると多額な経費が伴い、路線が増えることによって機械台数の増設も行わなければならないからです。</p>	<p>今回の提案は、道道の管理を希望する町村への権限移譲を可能にするという趣旨であり、提案が実現した場合、権限移譲にあたっては、道と町村が十分に協議をすることとなります。</p> <p>道道管理の財源は、地方財政制度の一般的なルールに基づき、移譲される業務に応じて地方交付税等により適切に措置されるものと考えます。</p>

